

第1条 (利用規約の適用)

株式会社テレ・マーカー（以下「当社」といいます。）は、ネットワーク・ストレージサービス利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定め、利用規約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、利用規約、及び別紙1に定めるネットワーク・ストレージサービスサービス仕様書（以下「仕様書」といいます。）に基づきネットワーク・ストレージサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

第2条 (利用規約の変更)

当社は、この利用規約およびこれに付随する文書を変更することができます。利用料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

- 2 利用規約の変更にあたっては、当社は当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により当該変更の対象となる契約者に対しその内容を通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合にあっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。
- 3 当社は、必要に応じ、利用規約の特約を定めることができます。この場合、契約者は、利用規約とともに特約も遵守するものとします。

第3条 (用語の定義)

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
当社提携先	株式会社エヌ・ティ・ティピー・シー・コミュニケーションズのこと
ネットワーク・ストレージサービス	契約者のデータを当社提携先データセンタにあるネットワーク・ストレージ領域に保存し、共有できるサービス。
宅内ストレージ装置	当社が指定する、契約者宅内に設置するデータを記憶するための装置。
SOC (セキュリティ・オペレーション・センタ)	24時間365日体制で専任スタッフが常駐し、セキュリティサービスに特化した監視・運用・保守を提供するセンタ。なお、本サービスの利用に関する問い合わせがある場合、契約者は、直接、当社提携先に対して、問い合わせ、質問等を行わないものとします。
データセンタ	本サービスを提供するにあたり、当社提携先が運営・管理する電気通信機器設備を設置した施設の総称。
シンプル・ストレージプラン	契約者が所有する宅内ストレージ装置のデータを当社提携先データセンタにあるネットワーク・ストレージ領域に自動的に保存するサービス。契約者にて宅内ストレージ装置の準備が必要。宅内ストレージ装置の監視、保守及びテクニカルサポートは対象外。

第4条 (サービスの内容)

当社が提供する本サービスの内容は、仕様書のとおりとします。

第5条 (サービス提供条件)

本サービスは、常時接続可能なインターネット接続環境を有する日本国内（離島など一部地域を除きます）に対して提供します。

- 2 宅内ストレージ装置は、当社が指定する機種に限定されます。また、その設定は当社もしくは、当社が指定した者が行います。
- 3 契約者はインターネットとの通信が行われる環境を用意するものとします。
- 4 ネットワーク・ストレージの総容量は1000GBを上限とします。

第6条 (契約者の制限)

契約者は、日本国内に事業拠点を有する法人、個人事業主に対して提供します。

第7条 (契約の申し込み)

本サービスの利用の申し込みは当社所定の申込書を提出することによりするものとします。

- 2 前項の利用申し込みにあたり、申込者の与信調査を実施させていただく場合がございます。
- 3 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。
- 4 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第8条（契約申し込みの成立）

当社が第7条に従ってなされた申し込みを承諾した場合は、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。本規約を内容とする契約（以下「本契約」といいます。）は同書面に記載された日付（以下「契約日」といいます。）をもって成立することとします。ただし、当社の事由の如何に関わらず、申し込み日から起算して3ヶ月が経過した時点で宅内ストレージ装置に対するバックアップ機能開始に必要な工事（以下「初期工事」といいます。）が実施されていない場合は、契約は自動的に解除されます。

- 2 前項の契約成立後、10営業日以内に本サービス使用開始に必要な工事（以下「初期工事」といいます。）を実施します。初期工事が完了した日を本サービスの利用開始日とします。
- 3 契約申し込みに係る本サービスの提供は、当社が申し込みを受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
- 4 当社は、次の場合には、本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 設備上の都合または技術上困難である等、サービス提供に支障がある場合。
 - (2) 本サービスの申し込みをした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (3) 本サービスの申し込みをした者が第32条（提供停止）第1項各号に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。
 - (4) 本サービスの申し込みをした者が過去において、本サービスほか当社の提供するサービスにおいて利用規約違反に基づく契約解除になったことがあるとき。
 - (5) 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
 - (6) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを現に利用、または利用するおそれがあるとき。
 - (7) 本サービスの申し込みをした者が当社、当社提携先または本サービスの信用を現に毀損、または毀損するおそれがあるとき。
 - (8) 本サービスの申し込みをした者が本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える様態にて本サービスを現に利用、または利用するおそれがあるとき。
 - (9) サービスの申し込みをした者の指定した支払い口座が、金融機関等により利用の差し止めが行われている場合。
 - (10) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
- 5 当社が申し込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

第9条（初期工事）

契約者は、当社もしくは、当社が指定した者の実施する初期工事の実施に協力するものとします。

- 2 当社は、初期工事の実施にあたり、契約者の責により、工事に必要な機器や環境が整っていない場合、工事を中止します。
- 3 前項により、工事が中止された場合には、契約者にて工事に必要な機器や環境を整えた上で当社もしくは、当社が指定した者と契約者の間で工事実施日を再度調整すると共に、契約者は作業員の再派遣に要する費用を負担するものとします。
- 4 当社は、初期工事が終了した場合には、契約者に対して工事が終了したことを書面にて通知します。
- 5 契約者は、当社より前項の通知があった場合には、工事内容に相違等がないことを確認し、当社に書面により通知することとします。
- 6 前項において、契約者が当社に対し設定内容の確認を終えた日を初期工事完了日とします。

第10条（利用期間）

本サービスの利用期間は、第8条第2項に定める利用開始日から1年間を経過するまでとします。

- 2 本サービスは契約者が第33条第4項に基づき契約の終了の通知を行わない場合、前項の利用期間は1ヶ月単位で自動延長されるものとします。

第11条（契約の変更）

契約変更後の料金については別紙2に定めるネットワーク・ストレージサービス料金表（以下「料金表」といいます。）のとおりとします。従来の契約における使用期間は変更後の契約に引き継がれるものとします。なお、容量変更については変更料金が発生します。

- 2 容量変更以外の場合、期間満了前の変更は第33条第5項による支払い義務が発生します。この場合、変更後の契約は新規の契約として取り扱います。

第12条（契約者の名称等の変更）

契約者は、次の各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当社に届け出るものとします。なお、変更の届け出があったときは、その届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所
- (3) 連絡先電話番号、電子メールアドレス
- (4) 当社に届け出た請求書送付先

(5) その他当社が指定する事項

第13条（契約者の地位の承継）

契約者である法人が合併または会社分割、事業譲渡などにより契約者の地位の承継があつた場合には、契約者はその旨をただちに当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後30日以内に、当該承継法人に書面により通知の上、利用契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、当該承継法人は利用契約に基づき被承継法人が当社に対して負っている一切の債務を承継するものとします。

第14条（権利の譲渡等）

契約者は、第三者に対し、本サービス契約上の権利または義務を譲渡または移転することはできません。

第15条（機能、設定の変更）

契約者が本サービスにおける機能、設定の変更、移設工事を希望する場合、当社より入手した当社所定の変更申込書を記入し、提出するものとします。なお、この場合の承諾に関しては、第8条を準用するものとします。

2 契約者は、機能、設定の変更、移設工事に関して当社に料金表に定める費用を支払うものとします。

第16条（本サービスの廃止）

当社は、当社の都合により、本サービスを廃止することがあります。当社は、本サービスを廃止する場合には、3ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にその旨周知し、本サービスを廃止することとします。ただし、その3ヶ月以上前に周知を行うべきことについては、緊急やむを得ない場合（当社と当社提携先の間のネットワーク・ストレージサービスの提供に係る提携契約が、3ヶ月以上の予告期間を置くことなく、終了した場合（その終了原因の如何は問わないものとします。）を含みますが、その限りではありません。）には、その限りでなく、その場合、当社は、可能な範囲で周知を行えば足りるものとします。

2 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第17条（利用責任者）

契約者は、本サービスの利用にあたり、当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本サービスの利用適正化を図るために、本サービスの利用責任者を当社が別に定める方法により当社に届け出るものとします。利用責任者が交代したときも同様とします。

第18条（契約者の協力義務）

契約者は、当社より本サービスの提供を受けるにあたり、次の事項について全面的に協力をなすものとします。

- (1) サービスの仕様に従った利用を行うこと。
- (2) その他、当社が本サービスの履行に関し協力を求める事項。

2 契約者は、本サービス利用のために当社に提供したすべての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第19条（免責）

契約者が、宅内ストレージ装置の設定変更、停止、移動、取り外し、変更、分解または損壊を行ったことに起因して生じた問題については、当社は一切の責任を負いません。

2 宅内ストレージ装置に故障が発生した場合、その故障が契約者の責任であるか否かにかかわらず（契約者が宅内ストレージ装置を本来の目的に従って使用していた場合といえども）、当社は、一切の責任を負わないものとします。ただし、その故障が、第9条に定める初期工事等当社または当社が指定した者による設置、設定の不備その他当社の責めに帰すべき事由により発生したものである場合にはその限りではないものとします。この場合、当社は、宅内ストレージ装置の製造メーカーが保守部品を供給できる範囲において無償で宅内ストレージ装置の交換または補修を行うものとします。

第20条（電子メールによる応答義務）

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

第21条（技術基準の維持）

契約者は、仕様書に定める技術的条件を遵守するものとします。

第22条（ログインID、及びパスワードの管理）

当契約者は本サービスにて提供されるアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社または当社提携先その他の第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるもの

とします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

- 2 契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
- 3 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することがあります。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第23条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (2) 当社あるいは当社提携先その他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (3) 個人情報を他の第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (5) 当社あるいは当社提携先その他の第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (6) 当社あるいは当社提携先その他の第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為。
 - (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (10) 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
 - (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信・記録・保存する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下、「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
 - (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
 - (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
 - (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (17) 当社あるいは当社提携先その他の第三者の管理運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは当社提携先その他の第三者の管理運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (18) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
 - (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
 - (22) 他人の ID を不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (23) ひとつの ID を重複して同時にログインする行為。
 - (24) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。
- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
 - 3 第1項第10号および第11号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第32条（提供停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。
 - 4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていると当社で判断した場合、当社は、第32条（提供停止）に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができます。

第24条（サービスの料金）

当社が提供する本サービスの料金は、料金表のとおりとします。

第25条（料金の請求および支払い方法）

本サービスの料金の課金開始日は利用開始日の翌月1日とします。ただし利用開始日が暦月の初日の場合は利用開始日を課金開始日とします。

2 契約者は、次の各号の中から申し込み時に申請し、その申請に基づいて当社が承諾した方法により料金を支払うものとします。支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

- (1) NTTファイナンス電話請求書によるお支払い（以下、「NTT請求代行」といいます。）
- (2) 請求書によるお支払い
- (3) 口座振替

3 上記で請求書によるお支払いを選択しない場合においても、手続きの関係上、初月は請求書が発行される場合があります。

4 契約者に請求する料金は以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。

- (1) 初回の請求においては、初月の月額費用を請求します。
- (2) 第15条に定めるサービスの設定変更があった月の料金の額は、当該工事費用と月額料金の合計額とします。

5 解除月の月額料金は、日割り計算を適用せず、当月1か月分の料金を請求します。

6 料金の支払い方法について年間一括払いとする場合は、次のとおりとします。

- (1) 契約者は本サービス第25条第2項第2号または第3号による支払い方法で当社が指定する期日までに料金を支払うものとします。
- (2) 当社は料金の請求を年間一括払いの対象となる最初の月の開始日までに料金を請求します。ただし、本サービス第15条の場合については年間一括払いの対象外とします。
- (3) 本サービス第25条第5項に定める解除月の取り扱いについては、契約者が当社に対して既に支払い済みの料金より年間一括払い期間の開始月から解除対象月までの料金を控除してなお残額がある場合に限り、当社は契約者に対して解除対象月の翌々月末日までに返金するものとします。

7 前項に定める支払い方法の有効期間は、本契約締結日からとし、契約期間は、1年間とします。ただし、契約満了日の1ヶ月前までに、契約者、又は当社からの解約の意思表示がない場合は、有効期間満了の日から、更に1ヶ月同一条件のもと自動的に更新されるものとします。以後の契約更新についても同様とします。

第26条（延滞損害金）

契約者が、料金その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、契約者は支払期日の翌日から支払いの日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに、当社が指定する方法で支払うこととします。

第27条（消費税等）

契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第28条（端数処理）

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第29条（集金代行の委託）

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第30条（利用の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

第31条（提供中止）

当社は、次の場合には、本サービスの一部または全部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社または当社提携先の本サービス用設備の保守、工事、または障害等やむを得ないとき。
 - (2) 天災、地変、その他非常事態が発生、もしくは発生する恐れがあるとき。
- 2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。なお、サービス提供中止により契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任は追わないものとします。

第32条（提供停止）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの一部または全部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本規約に違反し、または違反する恐れがあることが明らかであるとき。
- (2) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき。
- (3) 当社が提供するサービスに関し、直接または間接に当社または当社提携先その他の第三者に対し、過大な負荷や重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されません）を与えたとき。
- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
- (5) 契約者がNTT請求代行を指定した際、NTTファイナンスが定める申し込み期限内に有効な申し込み手続きが完了されないとき。
- (6) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。

第33条（契約の解除）

当社は、契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、事前に催告することなく、ただちに、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 第32条（提供停止）各号に定める事由に契約者が該当するとき
 - (2) 契約者について、破産、会社更生、民事再生または特別清算に係る申立があつたとき
 - (3) その他当社が解除することについてやむを得ない事由があると判断したとき
- 2 本サービス第25条第2項に定める支払い方法において、契約者及び当社は、次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、相手方に対しなんらの催告も通知もなしに直ちに契約を解約することができます。
- (1) 契約者又は当社について災害、その他やむを得ぬ事由により、契約の履行が困難と認められるとき。
 - (2) 相手方が監督官庁により営業取消、停止などの処分を受けたとき又は自ら営業を休止もしくは停止したとき。
 - (3) 相手方の財務状況が悪化、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。
- 3 本サービス第25条第6項に定める支払い方法において、当社は、契約者が次に該当する事由が生じたときは、契約者に対し文書にて通告をして直ちに本サービスの提供を一時的に停止、又は契約の一部又は全部を解約することができます。
- (1) 本サービスの提供により当社の業務に重大な支障が発生、又はその恐れがあるとき。
- 4 契約者は、当社に対し、解除の日の1ヶ月前までに書面でその旨を通知することにより、本契約を解除することができます。通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が1ヶ月未満である場合は、解除の効力は、当該通知があった日から1ヶ月を経過する日に生じます。
- 5 契約者は、第10条1項に定める期間については、契約を終了することはできないものとします。やむを得ず解除する場合、契約者は、利用期間の残余の期間に相当する料金の全額を当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、別紙にて当社が指定するサービスに移行されるときその他本サービスに別段の定めのある場合は除きます。また、第11条第1項の契約変更の場合は、従来の契約を基準として残余期間を算出します。
- 6 本契約が第4項および第5項その他何らかの理由で終了した場合には、当社は、当社の指定する期間経過後に、保存データを削除することとします。
- 7 事由の如何を問わず、本契約の終了時における本サービス利用中に係る契約者的一切の債務は、本契約の解除後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第34条（損害賠償の範囲）

当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻（以下「障害発生時刻」といいます。）から起算して、連続して24時間以上、本サービスが全く利用できなかつたときに限り、損害の賠償をします。

- 2 前項の場合において、当社は、障害発生時刻における契約者との契約内容の月額料金(1ヶ月分)を限度として損害の賠償をします。
- 3 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用しません。
- 4 前項の場合を除き、当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、その原因の如何を問わず賠償の責任を負いません。
- 5 契約者が本サービスの利用に起因して損害（情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されません。）を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、本条で規定する責任をすべての責任とします。
- 6 天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

第35条（責任および保証の限定）

前条（損害賠償の範囲）の規定は、本契約に関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによってその結果発生する直接ある

いは間接の損害について、当社は前条（損害賠償の範囲）の責任以外には、法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負わないものとします。また、本契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わざいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合には、本条は適用しません。

- 2 契約者は、本サービスを利用したこと、または本サービスを利用できなかつたことにより被つた損害について、当社提携先に対して、一切の賠償請求をすることはできず、また、当社提携先に対して直接苦情、クレーム、異議申立て等を行つてはならないものとします。

第36条（損害賠償請求）

本規約第31条、第32条および第33条第1項ないし第3項の場合において、当社が損害を被つた場合、当社は契約者に対し、利用契約を解除するか否かを問わず、当社が被つた損害賠償の請求をすることができるものとします。

- 2 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。
- 3 契約者が、本サービスを利用することにより当社提携先その他の第三者に損害を与えることにより当社が損害を被つた場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第37条（お客さま情報の保護）

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上・営業上またはその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

- 2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。
- 3 当社は、お客さま情報を、本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

第38条（第三者利用）

当社は、契約者は、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。

- 2 前項の場合において、契約者は、当該第三者に対して、本利用規約を遵守させなければならず、当該第三者が本利用規約に違反した場合は、契約者が違反したものとみなし、当社は、提供停止等の措置を取ることができるものとします。
- 3 第1項の場合において、契約者は、本サービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝賠償の責を負うものとします。
- 4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、および当社から第三者に対する損害費用等を契約者に請求することがあります。

第39条（管轄裁判所）

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条（準拠法）

本契約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

以上

改版履歴

第1.0版 (平成28年12月1日制定)